

第百二十九回国参議院議院運営委員会會議録第四号

(一四)

平成八年十二月五日(木曜日)
午後三時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 下稲葉耕吉君
理事 中曾根弘文君
清手 顕正君
矢野 哲朗君
風間 昶君
寺崎 昭久君
角田 義一君
吉岡 吉典君
伊藤 基隆君
岩永 浩美君
釜本 邦茂君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
中原 爽君
林 芳正君
保坂 三蔵君
山本 一太君
岩瀬 良三君
常田 享詳君
平田 健二君
福本 潤一君
菅野 壽君
三重野栄子君
国井 正幸君

議長 齋藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

事務局側

事務総長 黒澤 隆雄君
事務次長 堀川 久士君
議事部長 島原 勉君
委員部長 六戸 洋君
記録部長 鈴木 威男君
警務部長 巻端 俊兒君
庶務部長 川村 良典君
管理部長 石堂 武昭君
渉外部長 松本 和朗君

本日の会議に付した案件

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○事務総長(黒澤隆雄君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に倣い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の改定等を行おうとするものでございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) 特に御発言もないようですので、これより採決を行います。

本家に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

本件は、国会議員の給料月額等について政府職員に準じた改定を行おうとするものでございします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、一般職職員給与法改正案、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案を緊急上程いたします。まず、三案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、内閣委員長が報告された後、採決いたします。

まず、採決は三回に分けて順次行います。

次に、日程第一及び日程第二を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、ただいま本委員会を議いたしました議員秘書給与法改正案を緊急上程いたします。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十分の見込みでございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後三時四十七分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

(参照)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

給料表の改定

一 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる(別表第一及び別表第二「関係」)

二 施行期日等

この法律は、公布の日から起し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成八年四月一日から適用すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
別表第一(第三条関係)				別表第一(第三条関係)			
級	号給	給料月額	級	号給	給料月額	級	号給
一	二一	三六九、七〇〇円 三九一、〇〇〇円	一	二一	三六四、三〇〇円 三八五、二〇〇円	一	二一
二	九八七六五四三二一	四四三、三〇〇円 四六四、九〇〇円 四七六、五〇〇円 四八八、一〇〇円 四九九、八〇〇円 五一一、四〇〇円 五二三、〇〇〇円 五三〇、八〇〇円 五三八、六〇〇円	二	九八七六五四三二一	四四六、六〇〇円 四五八、〇〇〇円 四六九、五〇〇円 四八〇、九〇〇円 四九二、四〇〇円 五〇三、八〇〇円 五一五、三〇〇円 五二二、九〇〇円 五三〇、五〇〇円	二	九八七六五四三二一
三	四三二一	五五七、九〇〇円 五七〇、六〇〇円 五七九、一〇〇円 五八七、六〇〇円	三	四三二一	五五〇、三〇〇円 五六二、八〇〇円 五七一、一〇〇円 五七九、四〇〇円	三	四三二一
別表第二(第三条関係)				別表第二(第三条関係)			
級	号給	給料月額	級	号給	給料月額	級	号給
一	二一	二七六、九〇〇円 二八七、三〇〇円	一	二一	二七二、九〇〇円 二八三、一〇〇円	一	二一
二	五四三二一	三二七、六〇〇円 三三六、〇〇〇円 三四四、四〇〇円 三五二、八〇〇円 三六一、二〇〇円	二	五四三二一	三二二、八〇〇円 三三一、一〇〇円 三三九、三〇〇円 三四七、六〇〇円 三五五、九〇〇円	二	五四三二一
三	五四三二一	三九一、〇〇〇円 四〇一、三〇〇円 四一〇、六〇〇円 四一九、九〇〇円 四二六、二〇〇円	三	五四三二一	三八六、二〇〇円 三九五、四〇〇円 四〇四、六〇〇円 四一三、八〇〇円 四一九、九〇〇円	三	五四三二一

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程
国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日西院議長決定)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「三万八千三百円」を「三万八千五百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
国立国会図書館の館長	一、六五三、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、六一八、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、五八三、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	一、二八四、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	一、一六五、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一、〇八七、〇〇〇円 一、〇〇六、〇〇〇円
一 号給	二六六、五〇〇円
二 号給	二八七、三〇〇円
三 号給	三一二、六〇〇円
四 号給	三四八、四〇〇円
五 号給	三九一、〇〇〇円
六 号給	四三三、九〇〇円
七 号給	四七三、四〇〇円
八 号給	五〇九、九〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号給	給料月額
1	583,000円
2	646,000円
3	717,000円
4	796,000円
5	858,000円
6	922,000円
7	1,006,000円
8	1,087,000円
9	1,165,000円
10	1,247,000円
11	1,321,000円

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	184,800	218,400	236,100	256,500	276,000	297,400	332,500	371,500	420,800
2	134,900	171,000	191,700	226,600	245,000	265,500	285,300	307,400	344,600	384,000	435,500
3	139,300	177,700	198,700	235,000	254,000	274,600	294,900	317,600	356,700	396,600	450,200
4	143,800	184,800	205,700	243,900	262,700	283,700	304,600	328,100	368,600	409,100	465,000
5	148,900	190,600	213,300	252,800	271,300	292,800	314,400	338,600	380,400	421,800	479,800
6	154,700	195,700	221,200	261,400	279,900	302,100	324,300	349,000	392,300	434,200	494,600
7	160,700	200,800	229,000	269,800	288,500	311,500	334,300	359,100	404,200	446,500	509,400
8	166,900	205,900	236,400	278,200	297,000	321,000	344,200	368,900	416,200	458,700	524,500
9	171,400	210,600	242,900	286,400	305,500	330,500	353,900	378,700	428,100	470,700	539,500
10	174,900	215,100	249,300	294,500	313,900	340,000	363,400	388,400	439,600	482,600	554,600
11	177,900	219,500	255,600	302,400	322,200	349,600	372,800	398,100	450,500	493,200	566,500
12	180,600	223,900	261,400	309,900	329,900	359,100	381,900	407,800	461,100	503,000	574,300
13	183,300	228,200	267,000	317,200	337,600	368,400	390,700	417,400	469,800	511,200	581,800
14	185,500	231,600	272,200	324,300	345,000	377,500	398,300	426,600	477,200	518,400	588,000
15	187,600	234,700	277,400	330,700	350,900	385,600	404,900	433,600	484,500	523,000	592,800
16	189,200	237,800	282,100	336,800	356,400	392,000	410,900	440,300	489,600		
17		240,900	286,300	341,200	361,200	398,200	416,000	444,700	494,200		
18		243,800	290,000	345,100	365,200	402,400	420,300	449,200	498,500		
19		245,800	293,400	348,800	368,800	406,500	424,600	453,500			
20			296,100	351,500	372,200	410,500	428,700	457,400			
21			298,700	354,100	375,200	414,500	432,600	461,200			
22			301,100	356,700	378,200	418,400	436,300				
23			303,400	359,400	381,200	422,100					
24			305,700	362,200	384,300	425,700					
25			308,000	364,800	387,100						
26			310,200	367,400	389,900						
27			312,400	369,800							
28			314,600	372,200							
29			316,800								
30			319,000								
31			321,200								
32			323,400								

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,400円とする。

□ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 164,600	円 182,900	円 200,400	円 226,600	円 255,000
2	120,900	171,200	188,700	206,400	233,500	262,300
3	124,600	177,000	194,600	212,800	240,400	269,700
4	128,300	182,800	200,400	219,700	247,400	277,700
5	131,800	188,000	206,300	226,500	254,300	285,800
6	135,800	193,100	212,600	233,200	261,100	294,200
7	140,600	198,200	219,200	239,400	267,800	302,700
8	145,300	203,300	225,500	245,300	274,000	311,100
9	151,300	208,600	231,700	251,100	279,900	319,300
10	157,400	213,900	237,500	257,000	285,600	327,200
11	164,400	219,400	243,200	262,400	291,200	335,000
12	171,000	224,500	248,800	267,700	296,800	342,800
13	176,700	229,300	254,100	272,800	302,200	350,400
14	182,100	234,200	259,300	277,900	307,400	357,200
15	186,800	239,000	264,300	282,800	312,600	363,900
16	191,200	243,300	268,900	287,800	317,800	370,500
17	195,700	247,500	273,800	292,200	322,800	376,800
18	199,700	251,400	278,600	296,200	327,400	382,700
19	203,200	254,800	283,100	299,700	331,900	388,100
20	206,300	257,400	287,100	303,000	336,000	392,900
21	209,300	259,600	290,200	306,200	339,800	397,700
22	212,400	261,700	293,000	309,100	343,300	402,000
23	215,300	263,700	295,500	312,000	346,100	405,400
24	218,100	265,600	297,800	314,900	348,800	
25	220,500	267,500	299,900	317,600	351,200	
26	222,800	269,500	302,100	320,100	353,600	
27	225,000	271,500	304,300	322,500	356,000	
28	227,200	273,400	306,500	324,700		
29	229,300	275,200	308,700	326,900		
30	231,300	277,000	310,900	329,100		
31	233,200	278,800	312,900	331,300		
32	235,000	280,600				
33		282,500				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 —	円 184,800	円 226,600	円 264,000	円 295,400	円 328,600	円 351,000
2	148,900	171,000	191,700	235,000	273,900	305,900	339,200	361,600
3	154,700	177,700	198,700	244,100	283,900	316,500	349,700	371,900
4	160,700	184,800	205,700	253,800	293,500	327,100	360,000	382,200
5	166,900	190,600	213,300	263,500	303,100	337,700	370,000	393,300
6	171,400	195,700	221,200	273,200	312,600	348,200	380,000	407,300
7	174,900	200,800	229,000	283,000	322,000	358,500	390,100	418,500
8	177,700	205,900	236,300	292,500	331,400	368,500	401,500	429,500
9	180,300	210,600	242,700	302,000	340,300	378,400	411,200	440,100
10	182,000	214,800	248,800	311,400	349,200	388,000	418,000	450,300
11		217,700	254,500	320,400	357,800	397,500	424,600	460,300
12		219,800	259,100	329,300	365,600	406,300	430,900	467,600
13		221,800	263,000	337,800	371,800	411,800	436,200	474,800
14		223,700	266,400	346,200	377,600	416,200	441,500	482,000
15		225,600	269,700	353,300	382,700	420,400	446,800	487,400
16			272,200	359,600	386,800	424,500	451,800	492,000
17			274,600	364,400	390,800	428,600	456,100	496,400
18			277,000	368,400	394,600	432,700	460,100	500,800
19			279,400	371,800	398,200	436,700		505,200
20			281,800	375,200	401,700	440,400		509,600
21			284,200	378,600	405,200	444,100		514,000
22			286,500	381,900	408,400			518,400
23			288,700	385,200	411,600			522,600
24			290,800	388,400				
25			292,900	391,600				
26			294,900	394,500				
27			296,900	397,400				
28			298,900					
29			301,000					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 231,300	円 258,000	円 286,700	円 311,400	円 337,900
2	157,500	198,900	239,100	267,200	296,600	321,500	348,100
3	165,100	207,000	247,800	276,400	306,600	331,500	358,300
4	172,600	215,100	256,800	285,600	316,700	341,600	368,500
5	179,800	222,300	265,900	294,800	326,700	351,700	378,800
6	189,000	229,500	275,000	304,400	336,800	361,800	388,900
7	198,700	237,100	284,200	313,300	346,900	372,000	399,000
8	206,100	244,900	293,400	322,400	357,000	382,100	409,000
9	213,400	253,100	302,500	331,800	367,100	392,200	419,600
10	220,500	261,300	310,900	341,300	377,000	402,200	430,200
11	227,000	269,600	319,700	350,700	387,000	412,500	440,800
12	233,900	277,900	328,900	360,100	397,000	422,700	451,200
13	241,200	286,200	338,100	369,300	407,200	432,600	461,300
14	248,100	294,500	347,100	378,400	417,200	441,800	471,400
15	255,900	302,900	356,300	388,200	426,700	450,900	480,600
16	263,700	311,300	365,500	398,300	435,900	459,500	487,600
17	271,500	319,700	374,600	406,400	444,500	466,100	494,600
18	279,300	328,100	384,400	413,800	452,200	471,900	499,400
19	286,500	336,300	394,500	420,800	458,100	476,700	503,400
20	293,800	344,000	402,600	427,700	463,700	480,700	507,300
21	300,800	351,600	410,000	432,600	467,600	484,600	511,100
22	307,500	359,400	416,700	436,800	471,500	488,300	514,900
23	314,200	367,400	423,100	440,800	475,200	492,000	
24	320,900	375,200	427,300	444,300	478,800	495,700	
25	327,300	383,000	431,000	447,800	482,400		
26	333,800	390,400	434,600	451,000	486,000		
27	340,500	396,900	438,100	454,200			
28	347,300	403,300	441,500				
29	354,200	407,400	444,500				
30	360,200	411,100	447,500				
31	365,400	414,700					
32	370,100	418,300					
33	375,000	421,500					
34	378,100	424,700					
35	381,100	427,600					
36	384,100						
37	387,100						
38	389,800						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成八年 月 日から施行し、改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額切替等)

2 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前に異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必ず

要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

6 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両議院長協議決定への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照表(傍線の部分は改正部分)
○国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(抄)

改正案

第十五条 非常勤の国会議員については、勤務一日につき三万八千五百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

現行

第十五条 非常勤の国会議員については、勤務一日につき三万八千三百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

十二月五日(木)の議事予定

(緊急上程予定)

一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
防衛庁の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(緊急上程予定)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三系関係)

級	号給	給料月額
一	一	三六九、七〇〇円
二	二	三九一、〇〇〇円
一	一	四五三、三〇〇円
二	二	四六四、九〇〇円
三	三	四七六、五〇〇円
四	四	四八八、一〇〇円
五	五	四九九、八〇〇円
六	六	五一一、四〇〇円
七	七	五二三、〇〇〇円
八	八	五三〇、八〇〇円
九	九	五三八、六〇〇円

三			
四	三	二	一
			五五七、九〇〇円
			五七〇、六〇〇円
			五七九、一〇〇円
			五八七、六〇〇円

別表第二(第三条関係)

級		号給	給料月額
一		二一	二七六、九〇〇円
		二	二八七、三〇〇円
二		一	三二七、六〇〇円
		二	三三六、〇〇〇円
		三	三四四、四〇〇円
		四	三五二、八〇〇円
		五	三六一、二〇〇円
三		一	三九二、〇〇〇円
		二	四〇一、三〇〇円
		三	四一〇、六〇〇円
		四	四一九、九〇〇円
		五	四二六、二〇〇円

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

平成八年十二月十日印刷

平成八年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局